

第十五回 参議院内閣委員会會議録第七号

昭和二十七年十二月二十四日(水曜日)
午前十一時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君
理事 上原 正吉君
横尾 龍君
松原 一彦君

委員 中川 幸平君
河井 彌八君
村上 義一君
椿 繁夫君
成瀬 幡治君
赤松 常子君
上條 愛一君
栗栖 越夫君

國務大臣 岡崎 勝男君
外務大臣 岡崎 勝男君
木村 篤太郎君

政府委員 調達部長 川田 三郎君
保安行政次官 岡田 五郎君
保安行政局長 上村 健太郎君
保安行政局長 山田 誠君
保安行政局長 中村 卓君

事務局側 常任委員 杉田 正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 谷川 宏君

説明員 外務省國際協 田中 弘人君
力局第三課長 大藏省主計 谷川 宏君
局主計官

本日の會議に付した事件
○保安庁法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○行政機構の整備に関する調査の件
(調達庁員調達局の事務実態に関する件)

○委員長(竹下豊次君) それでは只今から開会いたします。

保安庁法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

○成瀬幡治君 外務大臣にお伺いするわけですが、昨日の御答弁によりまして、この交換文書と申しますか、吉田書簡については知らなかった、こういう御答弁なんぞでございますが、若し本当にあの当時知らなかったというこ

とになりますと、私はこの交換文書というものは国際間の約束と申しますか、広義の条約にも匹敵するような重要なものについて知らなかったという

ことでは、私は若し知らなかったというこで済ますと、例えばこういう重要な問題を知らなかったというこになると、あなたが外務大臣に四月三十日頃おなりになったときに、事務引継ぎにもこの問題が出なかつた、或いは

こうした重要な問題が閣議にも報告されずに、独善的に、秘密的に行われたというこになれば、私は今の少くとも民主的な内閣制度においては考え得べからざるこだ、そういうこになると思ひます。ですからこは私はもう少しあなたの表現の仕方というものがあ

は考へて、昨日からいろいろな角度から実はお伺いしておるような次第でございますが、もう一度改めてその点について外務大臣のお答を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはいろいろ誤解があるようで、この前にいつでしたか、大分前に内閣委員会でもいろいろ質疑があつて、昨日夜私はその議事録も読んでみたのですが、そうすると、何か成るべくごまかしてわからんようにしてからと思つたが、だんだん止むを得ずこうわかつて来たといふふうにお考えのようで、そこで質問がその角度からされるものですから、いろいろ疑いがあるようですが、従来の経過を極く簡単に述べると、この話は

昨年か前年かから……、先ずこの話というものは保安庁の船をもつと強化しなければいかんという話があつて、当初の計画は保安庁の船を甲板を強くして、砲塔を積むようにするとか、新しい造船計画をやるとか、こういうこと

ですつと進んで来た。それも我々は閣議等でも話があつて知つておつたのです。その後今度はいろいろ造船所の関係とか、或いは財政上の問題で、そんなにできないというこで中途半端になつて、きまらぬも、きまらぬいでもなく来ておつたところですが、こ

ろがその間においてソ連からフリゲートを返して来たという事実がありま

のほうの人の間に出て来て、だん／＼よさ／＼になつて来た。そこで閣議ではこれを借りるという方針について諮られて、それはよろうというこになつて、従つて若し借りられる場合には、それに必要な人員の増加も組まなければならぬというので、予算にもそれを組んで出した。その予算は御承知のように本年の一月にはできてお

つて、その中に入つておる。当初は十隻ということでしたが、そこで借りるという原則、船の形はこういうものであるというこは、閣議の了承を得て、細かい話はまだつと継続中であつたから、保安庁と、その時分の海上保安庁ですが、それと海軍のほう

でやつておつた。そのうちにいよいよ機熟したので、總理が外務大臣として手紙を出して借してくれんかという話をした。その手紙は、併し今成瀬君の言われるような国際条約にも等しい文書ではなくして手紙を御覧になればわかりますが、あれは私信です。マイ・デー

ア・ゼネラルと書いた私信です。それで先方の意向を打診してみると、今までの下の方の話ではなくして、外務大臣が先方の意向を打診してみると、イベート・レターを書いた。こういうこ

とであつて、別にむづかしいものじやないと思ひますが、いすれにしてもこれは私の事件とは直接實際的には関係はないのですが、発出されたときは私はその手紙を知らなかつたけれども、知らないというこは何も特別の意味があるのではなしに、借りると

いう方針はつと前から閣議の了承を得ておつて、その方法の一つとして手紙を外務大臣から出された。私は当時出されたときは知らなかつたけれども、その後には無論知つておつて、別に不思議とも思はないことでありまして、そうして今度はだん／＼話が進んで来たがこれは修繕その他にも時間がかかつて今まで延びておるわけですが、その間に一体これは保安庁と、今

までの考え方からいへば保安隊、つまり警察予備隊との間には臨時的な使用の形で武器を使わしてもらつておる。そういう形でこれも行くのじやないかという予想の下にいろいろ保安庁のほうで先方と案文等を話合つたり何かし

ておつたが、船なんというものは、一種の丸ごと借りるものですから、先方でもこれは法案の形にして大統領の権限でやらなければいかんというよう

ことになつたのだらうと思ひますが、そういうこになつて、その際に初めは十隻ということであつたが、海軍が現に使つておる、つまり事実使つておるかどうかは別として、海軍の何というのですか、海軍の一部となつておる、サビスの中に入つておるもの、

今十隻のやつはこれは海軍から離れておるものですが、その中で八隻くらいはまだ下というやうなことで昨日お話ししたように、先方では十八隻までというふうにしたので、こちらとしてはミニマム十隻というこを言つておると思つたから、殖えれば結構である、但しそれは殖えてもすぐに借り

○政府委員(上村健太郎君) 保安庁法で除外をいたしておりますので、検査は只今のところは受けないことになつております。

○上條第一君 そうすると船舶安全法の適用を受けるということになれば、当然私どもの考えでは、人命の安全を保持し、堪航性を保持するという第一の立場から、第五條に基づく検査を受けるのが当然だと思ひますが、それを受けなくていいのですか。

○政府委員(上村健太郎君) 船舶安全法の適用を受けるのは二七條と二八條だけでございます。その他の規定は人命安全条約にもございまして、第五條以外でございまして、國際航海に従事する船舶についてのみ条約の適用がございまして、その關係からしましても、この改正は二七條と二八條だけについて適用を受けまして、検査につきましては適用を受けないわけでありまして。

○上條第一君 それはわかりました。もう一点伺ひたいのは、船舶職員法と保安のほうの關係ですが、船舶職員法で見ると、この第五條で採用の場合の資格の審査があるわけですが、警備隊の船舶の場合には砲術長とか、補給長とかいう船舶職員法の第五條以外の種類もあるようですが、これは全然別個ですか、資格は別個にやられるわけですか。

○政府委員(上村健太郎君) 資格は別個になります。大体基準に合せまして、そうして保安庁の規則として定めるつもりでございまして。

○上條第一君 そうすると船舶職員法と保安庁の海上警備隊の船舶の乗組員との關連において全然別個にやられるわけですか。

○政府委員(上村健太郎君) 法律の建前としては別個でございまして、けれども、大体海員免許を持つておりまして、或いは無線の試験を通つておりまして、及び海上経歴のある者を採用する方針でございまして。

○上條第一君 それは無論わかつておりますが、砲術長とか補給長とかいうようなものは、これは船舶職員法にはないわけですね。例えばこういうのは全く別個に保安庁のほうで採用せられるわけですか。

○政府委員(上村健太郎君) 採用の基準と、それから階級の昇任の基準によりまして保安庁で定めるつもりでございまして。

○上條第一君 そうすると船舶職員法とは別個に保安庁で乗組員を選ぶわけですか。

○政府委員(上村健太郎君) その通りでございまして。

○上條第一君 それで差支えないのですか。そういう方式で船舶職員法との關係は差支えないということですか。

○政府委員(上村健太郎君) 八十八條の二によりまして配員の基準をきめておるわけでございます。

○委員(長竹下豊次君) ほかに御質問ございせんか。

○栗栖勉夫君 もう蛇足を加えることではないと思ひますが、昨日のこととちよつと、法制局のほうからも来ておられるので、併し議事の記録の上に載つておらんと思ひますから改めてお尋ねしますが、政府としては今度の規定

を、追加された規定がなくても当然のことであるけれども、念のために規定を加えられるという趣意で追加されたので、追加議案として出たのに賛成をしてもらえるのであるか。若しくは規定を加えることによつて当然解釈されないで、規定を加えることによつて新たな個々の適用排除の問題が起る、こういう趣意であるかどうか。政府の賛成された趣意をはつきりしておいて頂きましたならば、今後のいさゝかな船舶關係の法律ができましたりなんかする場合は適用の論争が避けられると思ひますので、これだけを簡單にお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岡田五郎君) このたびの改正法案に対する政府の意見について御尋ね頂いたものと解釈いたしました。御答弁申し上げますが、大体政府の意見といたしましては、昨日法制局長官が御答弁申し上げましたように、現在の法律の体系の下におきましても条約違反にもならないという見解を持つておる次第でございまして。ただいさゝか船舶貸借協定を御審議頂いておりました過程、又予算委員会におきましての他の委員の御質問という点から鑑みまして、現在の法律体系の下でこのまま進みますと、相当疑念が起る可能性があるというところからいたしまして、かような疑念と言ひますか、見解が再び起らないように、この際法律体系を完備することが必要ではないかと、かような案は政府も見解を持つておる次第でございまして。かような御見解を衆議院の外務委員会の委員の諸先生がたが強くお持ち下さいますと、この際完璧を期する意味において、保安庁法一部改正をなすが然るべきだ、かよう

な御意見の下に御提案して頂いたわけでございます。政府といたしましては、この案につきましては万全の賛意を表しますと共に、政府といたしまして、先ほど申し上げましたような理由の下におきまして、御可決頂きますならば、かように案は考へておる次第でございまして。

○栗栖勉夫君 政府の意図はよくわかりましたから、私これ以上お尋ねすることはありせん。

○委員(長竹下豊次君) 大体本案に対する御質疑も終了したかのように思ひますが、御異議ございせんかと思ひます。直ちに討論に入りたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(長竹下豊次君) 異議なしと認めます。じや討論に入ります。順次御発言願ひます。

○中川幸平君 只今の保安庁法の一部改正法案に賛成の意を表したいと存じます。

警備隊の使用する船舶並びに保安隊及び警備隊の移動無線局に關し、船舶安全法、電波法等の關連については、保安庁令というか、訓令というか、遺憾のないようにできておつたのであります。が、これらの關連を明確にするために、かような改正法案が出たものと存じまして、適切な一部改正と存じまして賛成の意を表する次第であります。

○上條第一君 私は本案の一部改正に對して反対を表するものであります。その理由は、明らかに海上警備隊の船はこれは軍艦であつて、軍艦として使用されたものをそのまま借入れて、

裝備、武裝、その他一切アメリカの軍艦として使用した状態において使つてあります。それからいふ一つは、軍艦としてあつたものを借入れて船舶に使用すると、こういう建前が政府の主張であります。が、事實を見ると、うと、これら借入れたる海上警備隊のフリゲート艦その他上陸用支援艇は、横須賀、舞鶴、佐世保等の一定の場所を中心として訓練をする。その訓練もこれは武裝訓練であります。そういうところから見て、これを船舶なりとして保安庁法の一部を改正して、船舶安全法その他の適用をするというようなことは、これは政略的にも思われまして、又強いて便宜のための理由によつて、この一部改正が行われると見なければならぬ。結論を言ひますれば、明らかに海上警備隊の船は軍艦であり、又その訓練も武裝訓練であるのでありますから、それを強いて船舶なりとして本改正を行うということには賛成しがたいのであります。

以上の理由によつて本案に反対を表明するものであります。

○河井彌八君 人命安全保障条約とか或いは國際電氣通信条約とかいうようなものは、日本がその加盟國である以上は、この条約の條文に拘束せられるのは勿論でありまして、これを忠実に実行しなければならぬと思ひます。この只今問題となつておりますアメリカから貸与されるフリゲート艦及び上陸用舟艇等の使用につきましては、それがもとアメリカにおいて海軍の所屬であり、或いは軍艦であるというやうなものであります。それが日本に貸与された以上は、日本の國家といたしましては、保安庁法の第四條により

まして警備をするというものに使われておるのであります。この問題はここで論議をなさるよりも、すでに去る十三国会におきまして、その性質論はまあ十分に闘わされておりました、それが国会の是認するところとなつて確定しておると思えます。従いましてこれらの船を保安庁において如何に運営するか、運用するかというところにつきまして、その運営する方法につきましてはここに本案の提出を見たことはこれは正しいと思えます。併し只今政務次官の説明によりまして、なぜ政府がこれを出さなかつたかという理田ははつきりいたさないのであります。その口裏を返して見ますれば、衆議院の提案とすることを依頼するがとき口裏があつたことは遺憾であります。併しそれにいたしまして、例えば政令等によりましてすでに実際の効果を挙げているというところは言われますが、法律を以てこれを規定することのほうに正当であると思えますから私は本案に賛成いたします。

○成瀬権治君 私は本案に反対をいたすものでございます。
 本案は船舶協定を正当化し、裏付けをするために出されたものだ、私はこう考えるものでございます。あの船が軍艦であるか或いは船舶であるかという問題、或いはこれが将来日本の再軍備に発展するものであるかどうかという点、私は、私たちも前から意見を見聞して開陳しておるのをごさいますから、改めてここで申上げる必要はないと思ひます。私たちは前から表明しておる見解に立つて、船舶協定にも反対でございますけれども、それを

正当化して行くような本案に対しては反対をするのであります。
 ○松原一彦君 改進黨は今回の船舶貸借協定を承認することを覚議を以て決定いたしておりました。その前提条件であるこの保安庁法の一部改正は当然これに関連して承認しなければならぬ立場を持つております。従つて私は改進黨を代表いたしまして本案に賛成いたします。但し従来の本問題が経過して参つたところのあとを振り返つて見ますと、頗る遺憾な点が多々残存するのであります。又将来日本の沿岸警備その他治安の大事におつきになる隊員諸君の心境等を考慮して見るときに、かようなこの不明朗な議論の間に採られたこの仕事を果敢にすることに対しては私はお気の毒に堪へないのです。これで誠に落着かない感じを私は持ちます。どうかこういう問題は最初から何回も修正したり、或いは取消したりするといつたようなコースを通らないで、完備した明瞭な根拠の上に立つて事をお進め頂くように当局に切望するものであります。私も事は好んで妨げをいたすものではないと思ひます。さような意味におきまして幾多の遺憾な点、将来への御考慮を要求いたしますことを申添えまして改進黨としての賛意を表します。

○委員長(竹下重次君) ほかに御発言ございせんか。それでは討論を終結いたしまして採決に入ることに御異議ございせんか。
 【異議なしと呼ぶ者あり】
 ○委員長(竹下重次君) それでは採決に入ります。只今お聞きの通り中川、河井、松原三君から原案賛成の討論がありました。それから上條、成瀬両君から反対の討論がございました。それでは採決をいたしたいと思います。本案に賛成の諸君の御挙手を願います。
 【賛成者挙手】
 ○委員長(竹下重次君) 多数でございます。本案は原案通り多数を以て可決いたしました。
 なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますけれども、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨及び表決の結果を御報告することとして御承認を願うことに御異議ございせんか。
 【異議なしと呼ぶ者あり】
 ○委員長(竹下重次君) 御異議ないものと認めます。
 それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名をお願いいたします。
 多数意見者署名
 上原 正吉 横尾 龍
 松原 一彦 中川 幸平
 河井 彌八 村上 義一
 栗栖 勉夫
 ○委員長(竹下重次君) 御署名漏れはございせんか。御署名漏れないと認めます。
 ちよつと速記をとめて。
 午後零時十一分速記中止

午後二時十二分速記開始
 ○委員長(竹下重次君) 速記を始め
 それでは暫時休憩いたします。
 午後二時三十分休憩

午後四時三十八分開会
 ○委員長(竹下重次君) 休憩前に引続きまして開会いたします。
 ○栗栖勉夫君 実は先週上條委員、成瀬委員、藤田専門員その他と中国の兵庫、岡山、広島、一部山口、こういう所を廻つて来たのであります。そのとき兵庫の調達庁関係におきまして新しい根本問題が未決のために事務が滞つておるということがはつきりわかりました。国民が非常に迷惑しておるというやうなことがわかつたわけですね。それはこの前の調達庁の設置法案のときに問題になつたのであります。が、米軍が駐留するというのが前提に設置法がきまつておるわけでありまして、英漢軍、国連軍はこれは帰つてもらう、こういう建前であつたのであります。若しどうしても帰らん場合には何かの協定をするというやうなことで、その協定は間もなくできるであらうからして、その場合には設置法その他にも改正を加えて万遺憾ないようになしたい、こういうやうな政府からの御答弁であつたわけでありまして。我々もそれを信じて、成るべく帰つてもらいたいけれども、できない場合には何かの協定が欲しいというのを望んでおつたのであります。併し講和が成立してからすでに年々變らうとしておりますけれども、なほ協定はできない。又協定ができない場合に英漢軍は引続き国連軍、主に英漢軍であります。が、呉

地方に、主として呉に駐留いたしておるのであります。その結果種々のトラブルを生じておると思ひます。大体占領軍当局には政府が間に立つて不動産の借上げをして、そうして英漢軍に渡しておるわけでありまして、併し撤退しないのもありますから、その借上げ関係というものはそのまま持続いたすわけでありまして。併し今は、協定なしに講和発効後は英漢軍、国連軍が占拠しておるのであります。従つてその間に地代とか使用料とかいふやうなものは払つておらんのであります。特別の場合を除いては払つておらん。東京のU.S.キャンピング以外は払つておらん、こう考へていふと思ひます。政府が借上げをもちつたものであります。併し、米軍が使用しておる所には政府は払い、同じ政府が借上げをもちつたものであります。引続き関係は引續いておるのでありますけれども、英漢軍が使用しておる場合には払へない、こういう立場になつておると思ひます。それからその間に不動産が焼けてしまふ、昨日の予算委員会でも出ました宮島ホテルもその例であります。呉でも私も参ります。ちよつと前に焼けてしまつたやうな例があるのであります。併し損害は、調達庁のほうにいらへん、申込まれて来ますけれども、何ら出す途もない、正式に言うならば、調達庁で取扱う権限もないという有様であります。併し行政協定がまだできないから、或いは英漢軍が帰らないからというやうなことは所有主はあきらみ知らんとするものであります。ただ半年以上も互つても支払われない。その間に固定資産税とかその他は遠慮会釈もなしにかかつて来る。僅かに、非常な調達庁の御

苦勞で、証明書を出して何とか延ばして貰おうというふうな有様であるのであります。それから子供が、或いは大人が自動車に轢かれたとか、或いは昨日予算委員会にもありました、いろいろな、上陸用支援艇のスクリーナーに捲込まれて死んでしまった。その跡始末も直接交渉、僅かに事実上の斡旋で直接交渉というふうなことで、それも十分補償の途も立たん、こういうふうな問題があります。そのほか或いは、この後に成瀬委員からお話があると思いますが、海岸の島を急降下爆撃の対象にしておりまして、そうしてその結果漁業ができない、その補償の問題も残っております。それから土地を買収する、という予定であつて、而も買収は、そういう実際の権限もないので妥結に至らない。従つて代金なども決定しないために払われもしない。而も表作、裏作もできないで、こういうふうな状態がある。或いは防衛道路を作るというふうなことになるのである。あります。併し金が足りないとか或いは十分の支払がないために工事ができない。これには当然人家を一度立ちのかさなければならぬ。補償の問題が伴います。そこでできないというふうなことがあるのであります。元来国連軍が引続き滞在をしまして、それに対する種々の諸経費を支払うというふうなことは、予算的措置が十分でないといふことも思ふのであります。我々は平和回復に関する諸経費で何か賄えやしないかと思ふのでありますけれども、併し手続上外務省に渡り、英海軍との交渉、それから資金を出されるのは、大蔵省の交渉、実際面には、調達庁のほうの交渉というふうな

とが円満に行つておらんか、或いは十分話し合いが進まんために、昨日の予算委員会においては、大蔵大臣も外務大臣も初めにはそういうふうなことはないでしようというふうな極めて呑気なお話であつたのであります。実際はもう困つておるような次第で、私は調達庁のほうのお骨折は、ここにおいてになるのと言つちや悪いけれども、百万陳謝、借金の陳謝をされるような有様で陳謝されておる。これは何か早急に片を付けて支払うべきものは支払う、めどをたてる。それについては英海軍から補償なら補償の途をとられ。何か事務的な打合せがあります。ならばここで我々承わりたいと思ひます。若しないうちならば大体こうしたらよからうというふうな見通しを付けて頂きます。すべからず早く支払うことができるように、支払うべきものは支払うというふうに頂きたい、こう思ふ次第であります。長うございましたが、そういう趣意でお尋ねしたのであります。

○政府委員(川田三郎君) 英海軍の関係を中心にいたしまして、調達庁の呉調達局が現在やつております事務の實際を誠によく御調査になりまして御理解のあるお話を承りまして感謝に耐えませぬ。又事務の實際を御調査になつた結果、それが国民の利益に關して重大な影響を与えておるといふことを御調査になりまして、只今の御意見で不動産又事故、いろいろな交通事故等がございます。それから漁業に關する損害その他買収の問題、道路の關係の立退きの補償、こういう具体的な点を挙げられまして、現在までにおける措置又は今後の措置の促進の具体策というもののにつきまして御質問があつたわけでありまして。私もどなたもいたしては、行政協定が今後如何なる時期に結ばれますかというところは、調達庁といたしましては窺ひ知ることができないわけでありまして、調達庁が現在の手許にありまして事務を処理するにつきます。この五月頃から二、三の段階を経まして、今日大蔵省當局及び外務省國際協力局との間に或る程度の具体策が現在進められております。これが実を結びますならば、甚だ遅まきではあります。不動産關係又漁業關係につきましては、従来の借上料、又は漁業補償、そういうものも支払ひ得る段階になるのではないかと。一日も早くこの具体策の實現を期待しておる次第でございます。

○説明員(田中弘人君) 英連邦軍の使用に關してございまして、いろいろな施設の關係につきまして、民有のものにつきましては所有者が非常に御迷惑をなさつておられるというのを大分前から心配はいたしておつたのでございまして、協定そのものの交渉が御存じのような経過を辿りまして、いつできるかわからないというふうな情勢でございまして、民有のものに關する限り、何らか切離した方が至急にえられるべきであるというふうな考えを以て、交渉を行なつていたわけでございますが、大体におきまして民有の施設につきましては、英國がその賃貸料その他を前払いをいたしまして、ただ所有者といたしましては外國政府と契約を結ぶといふことに非常な危惧がございまして、日本政府、この場合におきましては調達庁にお願いをいたしまして、調達庁と所有者との間に契約を結ぶ、こういう方式によりましてこの数日中、この年内にそういう英國側の了解を書き物にいたしまして、これは必ずしもとめたといふと考へておるわけでございます。この数日間、調達庁、大蔵省と協議を進めておりますので、明後日くらいから、すでに非公式に確認をしております英國側の意向等を取りまとめまして、原則的な了解ができればあとは現地におき、まして成るべく早く支払を開始したいというふうな考へておるわけでございます。

岩国の沖の姫小島につきましても、性質はやや違ひますが英連邦軍の空軍が機銃の練習のために現に使つておることは事実でございます。この点はでき得れば中止をしてもいい、それから止むを得ない場合には九州の北のほうに芦屋という飛行場がございまして、その附近において海上の一定の区域を米軍がやはり同じ目的で使つておりますので、そちらのほうへ英軍の練習区域を移せないかというふうな交渉もいたしております。併しなから講和後現在まで使つて来たことは事実でございます。その補償の問題につきましても、その最終的な負担關係を一応この際保留をしまして、補償だけはこの際に行なつておきたいというふうな考へております。

それから道路の問題でございますが、これは外務省といたしましては、米軍との關係におきましてこの道路を修理すべきか、又どういふ道路を作るべきかという点につきましては発言をいたすわけでございますが、補修の問題につきましては、大蔵省、建設省等でお考へを願うという風に相成つております。但しその道路の新設又は修理のために民間の關係者に非常な迷惑が及ぶというふうなことでございまして、計画そのものに問題があるわけでございます。それから、計画は米軍と交渉をいたしまして、計画を妥協な線にまとめるというふうな努力をいたしております。

○説明員(谷川宏君) 予算措置その他につきましてどうなつておつたかというお尋ね、今後どうするかというお尋ねでございますが、大蔵省といたしましては、国連軍に關する経費、これはすべて日本政府にいたしましては、日本政府の負担すべきことではないという建前に立ちまして、そういう線で外務省のほうに交渉して頂くという態度をとつて参つたのでございまして。従いまして二十七年の予算におきましても、日米行政協定に基きます経費につきましては予算を計上してございまして、国連軍系統の経費につきましては予算を計上してございまして、併しなからこれが若し政府の方針をいたしまして、仮に一部でも経費を負担する、或いは立替の必要が生ずる場合、或いはどうするかといふことは、勿論当初に考へておつたのでございまして、大体当初私どもの考へでは、これは二十五年年度の英海軍の経費の実績でございますが、年間労働費を除きまして大体五億一千九百万円、そのうち需品が二億四千万円、作業費が一億八千万円、それからあとその他の経費として一億五千万円、合計五億一千九百万程度を支出しておつたのでございまして、そのほか仮に労働者が一万三千人といふと、大体一千万円、月間大体一億三千万円でございますから、年間まあ十二、三億と、労働費を

入れましても大体十七億程度で済みま
するの、若し仮に当初の労務費につ
きましては、金額向うの負担というこ
とははつきりしておりましたのです
が、仮に立替払をいたしますにいた
しまして、その程度であれば予備費
の支出で一応できるという見通しで
ございましたので、予算措置を講じなかつ
たような状況でございます。そこで現
在の段階といたしましては、協定自身
がまだはつきり締結できない、それで
国民が迷惑をこうむつちやいけないと
いう建前に立ちまして、労務費につ
きましては、先方では直接雇用、日本政
府を中にしてまゝで直接英海軍が日
本人労務者を雇用いたしまして給料を
払つております。従いましてその点は
解決しておりますので、あと残りの問
題につきましてはどうするか。一番困
つておりますのは不動産関係につきま
しては、一応予備費から月々の家賃、地
代を払いまして、あとで英海軍から一
応返してもらつて、協定の如何によつて
日本政府が負担するということになる
わけでありまして、只今のところ私
どもはそういうことにならないと思つ
ておりますので、立替払の制度で一
応事足りるのではないかと考えておるわ
けであります。それからその他の事故
の補償或いは道路の関係につきま
して、私も一応全額国連軍が負担す
べきだという建前に立つておるわけ
でございます。

○栗栖越夫君 今各関係省庁でおの
のお述べになつたところは誠に私も
結構だと思つて、地方の人々及び調
達庁のかたへも非常に喜ばれると思
うのでありますが、ただこういうこと
がもうすでに六カ月以上も経過してお
りますので、早く三者で話をききめ
なつて、私も大蔵省におつた関係もあ
りますので、英海軍が負担するという
建前である以上は、何かのギヤランテ
イーを外務省でおとりにならないや
いかんかと思つておつたわけでも、併し
それも行政協定まで滑りかねない、
實際差支えなければそこまでの点で大
体早く話をなさいます、そしてまあ
年内というわけにはいかん、まして
が、年内を非常に希望しておつたので
ありますが、或るべく早急に一つ払う
べきものはお支払ができるように、こ
れは立替払で結構でございますけれど
も、お願いでございます。国民が喜ぶと
思つております。

な、これは、我々地方を見ましたけ
れども、ほかの委員のかたも各地方を
廻られるという、な問題が落ちてお
るかも知れないのでありますが、それ
についても同様の問題は同様に早く片
付けて、いろいろ議論がありますけれ
ども、私もいろいろ経験があります
けれども、實際国民の出先官憲の御苦
勞を考へて早く大局で一つお話をま
めて、或いは概算だけでも、或いは幾分
の部分だけを払うのもよほど違つて
思いますから、是非それをやつて頂
きたい。これを希望して私の発言はや
めたいと思つております。

○説明員(谷川宏君) 先ほどの私の説
明をちよつと補足する必要があります
ので……立替払をするに申しまし
たのですが、外務省のほうで今も先方
と非常に熱心に交渉して頂いておる
わけでございます、その結果によつて
向うで前金をくれるということができ
ますれば、勿論大蔵省といたしまして

もそれに従ひましてやるつもりでござ
います。
○説明員(田中弘人君) 先ほど申上げ
ましたように、現に実は今日午前中
この話をいたしておつたわけござい
ますが、日本側の官庁はもう来週は
休みでございますが、何とかしてこの
原則的な了解に関する限り、向う側は
御承知のように年末まで働きますの
で、その間を利用してでもまとも上げ
たいという考えでございます。支払は但
しその後になりますので、やや遅れる
かも知れません。

○成瀬權治君 ちよつと関連してお伺
いするわけですが、まあ大蔵省の態度
は私はこれは当然だと思つております
併しそれだけでは實際済まされないの
ですから、私は大蔵省の態度を活かし
つつ、今外務省のほうの田中さんから
伺ひましたようにして、とにかく促進
をして頂くという、これは希望ござ
いますけれども、今それを伺へば、ま
あ年内に大体やるさうだ、或る程度年
内にまあ間接調達のような形で大体
それが妥結する、というような形でお伺
いしておるのですが、そうならば私の文
句はなしだと思つておりますが、そう了解
していいわけですか。

て調達庁から所有者に支払をして行
く、こういうことにつきましての了解
をこの際書き物にして英側との間に
作つておきたいということございま
す。それを大体内に完了をいたしま
して、あと現在特定の物件の賃貸料
が一月月幾らというふうな数字にし
ました書き物を現地の英側側の官憲に一
応説明をした上で、英側側からその金
を受取るというふうな筋につきまして
の非公式な話し合ひは終つております
あとこれを書き物にするという段階で
ございます。

○成瀬權治君 先ほどお話のしました
姫小島のこととちよつと、ちよつと
申しますか、若干疑点がございますか
ら、若し御承知だつたら御説明願ひ
いたわけでございますが、日米行政協
定では姫小島は除外しておる。併し総
府の告示と申しますか、その第百九
十六号と聞いておりますが、それによ
りますと、英海軍の基地にそれが入つ
ておるのだ、区域に入つておるとい
うなまあ告示が出ておると聞いてお
るわけですが、この辺のようになつ
ておるのか、御説明を承わりたいと思
います。

許し且つ容易にすること」というのが
ございまして、その次に「施設及び役
務の使用に伴う費用」云々と経費の問
題が書いてございまして、具体的にど
れだけの施設を使う、ということは、こ
の交換公文には出ておりません。す
が、少くとも国連の軍隊を置くとい
うことを認めておりますので、それに必
要な施設は日本政府が使用を許すとい
う意味ではないかと考えます。従いま
して必要でないものであるとか、或い
は非常な贅沢な使い方をしておるとい
うようなこととありますと、それは正
しくないというところが言えるかと思
います。現実的にはそれではどれだけ
の範囲が交換公文によつて許された施
設であるかというのを限定するのは
非常にむずかしいのじやないかと思
うわけでありまして、従いまして講和発
後、呉地区におきましても若干のもの
が返還をされておりますし、現在相当
大幅に返還をする要求を出してござ
います。これはそういう交渉によりまし
て、日本側がこの程度が妥当である
という範囲に向うの使用しているもの
を圧縮して行く、ということになるか
と思つております。そこで姫小島の問
題は、先ほど申し上げましたように、
やめてもらいたいということござい
ますので、その線においてもうやめる
か、どこかほかへ行つてやつてもら
う、ということをお話ししております。

○成瀬權治君 細かいことを言つて非
常に恐縮なんですけれども、まあ九十
日間おとしまして、五、六、七、七
月未だまでまあ済んだわけですね。そ
れまでは使つた使わないうで押問答を相当さ
れて然るべきだと思つております。ところ
が、八、九、十、十一とこの五カ

月目に、実は十二月、私は十二月の或る日附だと思ふのですよ、總理府令で姫小島が入つて来た、その間は何ら予告なしに使われておつたと思ふのです、英濠軍がですね……。まあこれはどうも、何と云ふのですか、これは日米合同委員会であるわけじゃないが、或いはそういうところで論議されるか、どこで交渉しているのか、直接英濠軍とやつてゐるのか、こんなになぜかかつてゐるのか、どうも納得がきません。私は行かないわけですか。その辺はどんな工合になつてゐるのですか。

○説明員(田中弘人君) この点は、実は姫小島に関する情報が外務省に入るのが非常に遅れてゐる、これは誠に不注意なんですよ、講和前まで外務省も国内に若干の機構を持つておつたわけですが、現在そういうものが一切なくなりましたので、とさきさき云々、これは極めて大事なことでございしますが、その情報が私どもに届くという事実でございしますが、そういうものの遅れることがございまして、実は姫小島に関する情報は非常に遅れて入手をいたしたというような事情になつております。

○成瀬輔治君 どこでやつてゐるのですか、その交渉は……。○説明員(田中弘人君) 国連軍に関する交渉そのものは外務省が中心になつてやつておりますが、施設の關係につきましては、現在の交渉の日本側の役員と申しますか、そのうちで国府財産に關連をしたものは大蔵省の管財局長を首班にいたしまして、一つの作業班と申しますか、そういういわば一種の

小委員会を持ちまして交渉を行なつております。

○成瀬輔治君 英濠軍關係につきましては又の機会に私も外務大臣なりいろいろこうした事務的の問題でなくして、もう少し基本的な態度について質したいと思ひますから、本日はこの程度にしておきます。

○上條愛一君 調達庁の仕事は無論英濠軍のことは取扱われない建前になつてゐるんですけれども、實際現地に行つて見ると、いろいろ事故が起ると、どこでも面倒を見るのがないもんで、それから調達庁關係でいろいろ非公式に斡旋をしたり直接交渉の面倒を見ておるわけですが、だからそういう費用というものは調達庁の費用として組んではおらんわけですね。今後英濠軍の問題が正式に協定でもできて調達庁に移管されるようになると、これは無論予算の措置は講ぜられると思うのですが、今のところはそういう措置も講じておらんのに仕事が多い、こういう点については政府当局で適切な措置をとつて頂くことが至当ではないかというふうに考えます。

もう一つは、日米のことは日米合同委員会が取扱つて大本をきめておるようですが、調達庁關係は分科会に理事として出ておるようですが、日米合同委員会の委員としては出ておらない。そういうことから現地で見ておると、中央ではきめられるけれども、それがきめられるまでに現地の意見とか陳情というふうなものも反映されずに中央できめられて、そして現地に知らされずあとからそのきめられたという通知が来る。それが現地の事情に通じませんために、無理な決定をされておる場合がある。そういうようなことも承つておるので、將來日米合同委員会の運営の場合に、委員会をどうこうするということは困難でありますから、大きな問題をきめられる場合には、よく現地と御連絡を願つて現地の実情を取入れ御決定を願うようにならうにして頂きたいという見解があつたものであります。ただ御参考までに申上げて御善処願ひたいと思ひます。

○政府委員(川田三郎君) 只今の合同委員会の運営上の問題につきましては、外務省のほうも、私現在の調達庁不動産部長に任命になります前に合同委員会が発足しておつて、ポストが全部占められておりましたので、従つてたことであらうと存じます。従つて現在英濠軍の運営につきましては、外務省の委員会の分科会に出席をして得ました情報をすぐに謄写いたしました地方に流す、そういう工合にしまして、決定された時に現地の紛争が起らないように調達庁の準備段階において参画する、それから私と國際協力局長とでき得る限り事実上の連絡をいたしまして、只今お話のありましたような欠点を少くせしめるように努力する考えであります。又國連關係の所管事務といたしましては、お話の通り調達庁の事務となつておらんという建前の下に予算が来ておりますので、誠に適切な御注意を頂きまして、今後國連關係の事務を所管いたしますようになりまして、現地の迷惑にならないように十分な予算を大蔵省側から配分して頂きまして、現在の残務整理の段階、又新しい段階をも併せて善処いたしたいと思ひます。

○栗栖越夫君 そうしますと大蔵省の

かたにお尋ねします。國連軍との行政協定は早急にできんかも知らんが、その場合に於いて只今二十八年度の一般予算の編成をすてにやつておられると思う。これに二十七年のようになつておかれると、現地のかたは非常に困るだらうと思ふのです。私はこれは一個の私見ですけども、平和回復に關する處理費の場合によれば、十分補償がつくとか何とかいふなら使ひ得ることもできるのじやないかと思ひます。

二十八年度においてはそういうような幅を少し広くしておいて頂かないと私はいかんのじやないかと思ひます。それを併せて希望いたしておきます。

○説明員(谷川宏君) 只今の御希望誠に御尤もに存じます。私の從來聞いておりましたところ、或いは考え方に従ひますと、多少今までの答弁と食い違つておる点がございしますので説明申上げたいと思ふのでございまして、この設置法上、今条文を持つておるけれども、たしか条約に基く軍の経費に關する費用となつておるもので、条約といふのは吉田・アチソン交換公文を含めたところの条約であつて、従いまして國連軍に關する調達關係も法律上は特調が所管するといふふうに聞いておりましたし、又さうであつたと思つておつたが、それは後刻調査いたしまして研究いたしますが、併し一方予算的に申しますと、吳の局、これは一時廃止するとかいふ問題がございしましたが、これは存続いたしまして、たしか百人以上あるにございするが、そのうちの國連軍關係の英濠軍關係の事務に携わつておる者が相当おるわけでありまして、それは勿論予算を認めておるわけでありまして、従つて栗栖委員のお尋ねの全然予算を認めていないといふことは、私のほうはそうではないに予算が別にあるといふふうな了解しておるといふふうにおとり願ひたいと思ひます。

○栗栖越夫君 それは予算の幅がりますから、そういうように實際は今日まで仕事ができてるのですから、今後このままの状態で行くと、なおいろいろトラブルが増して行くのですから、そういうことになれば弾力を持たしてあるからでございと思ひますが、二十八年度においては、多少思ひ切つておやりになつていいのじやないかと思つております。設置法のときは、むしろ私も今あなたの御解釈のようについていいのじやないかというお話もあつたのです。政府當局では、すぐ行政協定ができるのじやないか、何かの片が付くからというのでやつておつたわけなんです。それじや私はもうこれで終ります。

○委員長(竹下登次君) それではこのくらいで御質問よろしうございしますか。

○説明員(田中弘人君) 合同委員会の

お話がございしましたが、簡単に御説明をいたしておきたいと思ひます。現在日本側の正式な代表は、外務省でございしますが、あと代表代理というものがございします。これは法務省と大蔵省と農林省でございしますが、裁判管轄權その他に關連をした問題、法理的な問題もございしますので法務省に一面をお願いしております。それから大蔵省はいろいろな経費の關係でございします。それから演習場とか飛行場の擴張に伴う農地の問題が非常に重大な問題でございしますので、その点を農林省にお願い

七

第一部 内閣委員会會議録第七号

昭和二十七年十二月二十四日【參議院】

七

七

しておるわけでございますが、實際問題といたしまして、新しい地域の提供とか重要な物件の提供というふうな問題が起りますと、調達庁をも含めて関係庁の意見を徴しまして、事務当局の考えがまとまつたときに、初めて次官会議、閣議にかけるというふうにしたしておりますので、調達庁の御意見も現在でも十分に伺いながら委員会の事務をやつておるわけでございますが、同時に調達庁から、従来におきましても、委員会そのものには誰が出席するかという資格の限定は必ずしもございませんで、そのとき／＼必要に応じて御出席を願つておりますし、現在正式のメンバーとしてどなたかにおいでを願つたらどうかということも内部では相談をいたしておるわけでございます。

○委員長(竹下聖次君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後五時二十六分散会